



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「横断歩道がない交差点で」

【事故概要】

横断歩道がない交差点で、道路を渡ろうとしている歩行者を見つけたが、クラクションを鳴らせば渡らないだろうと考え、クラクションを鳴らして進行したところ、横断してきた歩行者と衝突

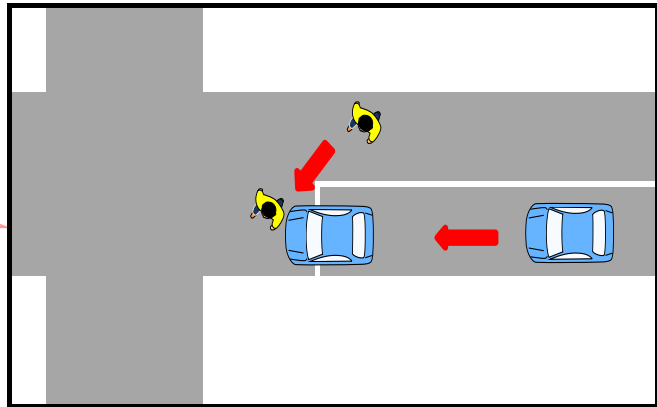
ドライバー語録

「クラクション鳴らしたのに！！。」

「何で渡るんだよ。危ないじゃないか。」

「クラクション聞こえたでしょ。」

「横断歩道がない道路を渡っちゃダメじゃないか。」



「歩行者優先」で！

交通ルールでは、「交差点や交差点の近くの**横断歩道のない場所**で、歩行者が道路を横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはいけません」となっています。**横断歩道がある場所**も、「横断歩道を横断する又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の前で一時停止し歩行者の通行を妨げてはいけません」となっています。

横断歩道が、あっても、なくても、「歩行者優先」ですよ。



危険回避の最初の選択は「ブレーキ(減速)」からで！

察知した危険を回避する方法には、「ハンドル」、「ブレーキ(減速)」がありますが、最初に選択してほしいのは「ブレーキ(減速)」です。「ハンドル」での回避中はアクセルを踏んだ分の速度でクルマが進んで行きますが、「ブレーキ(減速)」は、クルマの速度が落ちることで察知した危険場所までの時間が長くなり、その分、気持ちにも余裕が生まれるものです。当然、危険の度合いによっては「ハンドルとブレーキが一緒」の場合もありますがね。



子どもを事故から守ろう！

4月は入学や進学の時期ですが、児童・生徒が登下校時の時間帯や放課後などの外出時の事故が多くなる時期でもあります。子どもは、急に飛び出したり、予測がつかない行動をとる場合があります。ドライバーの皆さんは、細心の注意と安全運転に心がけ、みんなで交通事故ゼロを目指しましょう。

セーフティ123とは

セーフティ123とは、宮城県内で実施している県民参加型の交通安全キャンペーンです。今年で26回を数えるこのキャンペーンに、毎回2万人以上の方が参加しています。

このキャンペーンを通して、模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

「123日間の無事故無違反への挑戦」部門（実施期間6月15日から10月15日まで）

- 3人でチームを組み、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。
（参加費：1人当たり800円）
- 123日間の無事故無違反の達成者には、抽選で豪華賞品を贈呈します。
- 参加者全員に自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
 - ・1年以上無事故無違反の参加者には、SDカードも送付されます。
 - ・約350の事業所でSDカードの提示により割引・優遇特典を受けることができます。

「自主的・主体的な交通安全活動」部門（応募期間10月22日まで）

- 「123日間の無事故無違反への挑戦」部門の参加者が、チーム単位または複数のチームが所属する会社・団体単位で123日間に取り組んだ、自主的・主体的な交通安全活動をアピールしていただきます。
- 選考の結果、特に優秀な活動を行ったチーム・会社・団体には豪華賞品を贈呈します。

参加したい！

募集期間は「5月1日(水)から6月14日(金)まで」です。

5月から、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置きます「応募申込みパンフレット」をご覧ください。

協賛金（1口10,000円、1口以上でお願いしております。）又は協賛品を受け付けております。参加者の励みとして、また、交通安全運動を盛り上げるためにも、ぜひ協賛をお願いします。

協賛したい！

協賛金等は無事故無違反達成チームへ抽選により贈呈される賞品の購入や贈呈賞品に活用させていただいております。

なお、協賛団体のお名前は、県公式ウェブサイトや、セーフティ123のパンフレット等で広くお知らせいたします。

振込先	□座名義： みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会 □座番号： 七十七銀行県庁支店 普通 9045881
-----	---

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故	相談受付時間	月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）
相談窓口	弁護士法律相談	下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4・7・10・1月の第3金曜日
北部地方振興事務所県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5・8・11・2月の第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6・9・12・3月の第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5・8・11・2月の第3火曜日
東部地方振興事務所県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4・7・10・1月の第3水曜日
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	0226-24-3186	6・9・12・3月の第3水曜日

